

茅野市立小学校及び中学校施設使用料について

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条の規定に基づき、生涯学習を目的として茅野市立小学校及び中学校の施設(以下「学校施設」という。)を住民の利用に供する場合の使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 学校施設を使用しようとする者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第3条 市長は、特別の事由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第4条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、やむを得ない事情によるものと認めるときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正前の茅野市立学校体育館使用料徴収条例の規定に基づき納付された学校体育館の使用料は、この条例の規定に基づき納付された使用料とみなす。

附 則(平成12年12月27日条例第37号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月27日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の茅野市地区コミュニティセンター条例、茅野市立小学校及び中学校施設使用料条例及び茅野市都市公園条例の規定は、この条例の公布の日(以下「公布日」という。)以後に許可を受けた施行日以後の使用について適用し、公布日前に許可を受けた施行日以後の使用については、なお従前の例による。